

認可保育所の屋外遊戯場の考え方(都区比較)

東京都の認可基準: 満2歳以上児 × 3.3㎡の屋外遊戯場

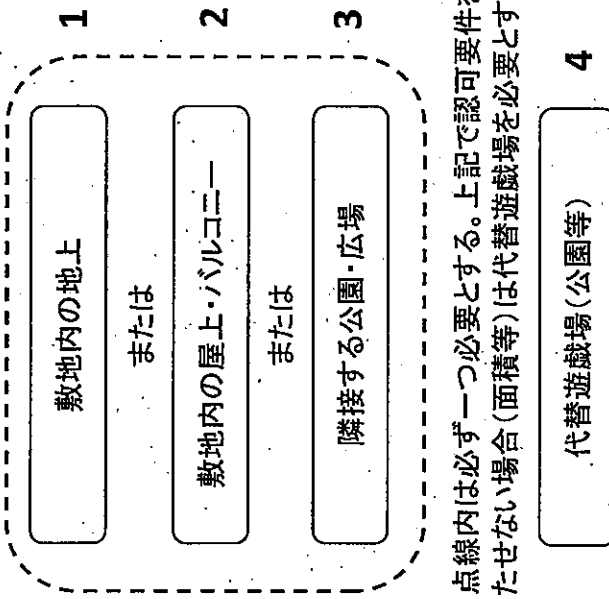
都の基準では、以下の内容で2歳以上児 × 3.3㎡を満たせば良い。

近隣の公園等の代替遊戯場が取
れれば、敷地内に遊戯スペースが
なくても良い。(1や2も当然可)※

4
(1・2)

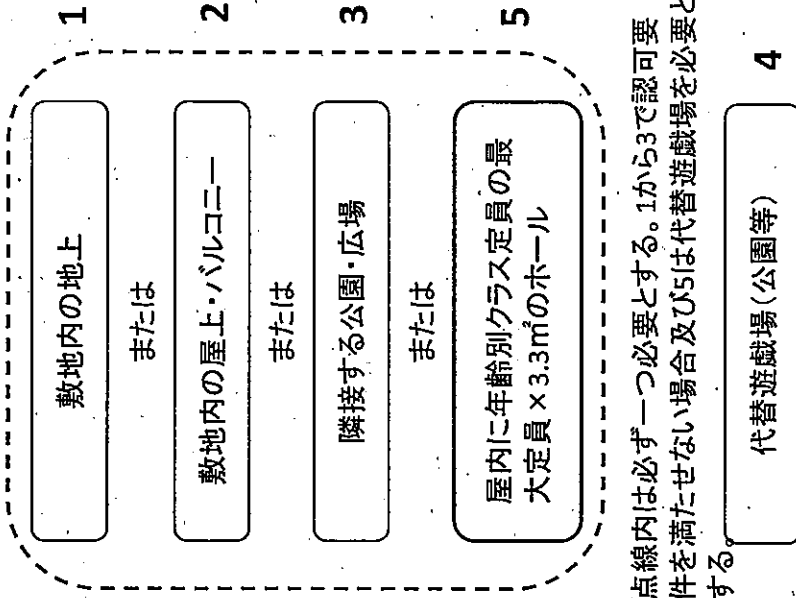
※認可にあたり、通路や狭小な敷地は
除く。認可上の代替遊戯場とするため
には、公園内に水飲み・トイレが必要と
なる。

世田谷区における整備要件では、認可基準に関わらず、
満2歳以上児 × 3.3㎡の屋外遊戯スペースを必要とする。

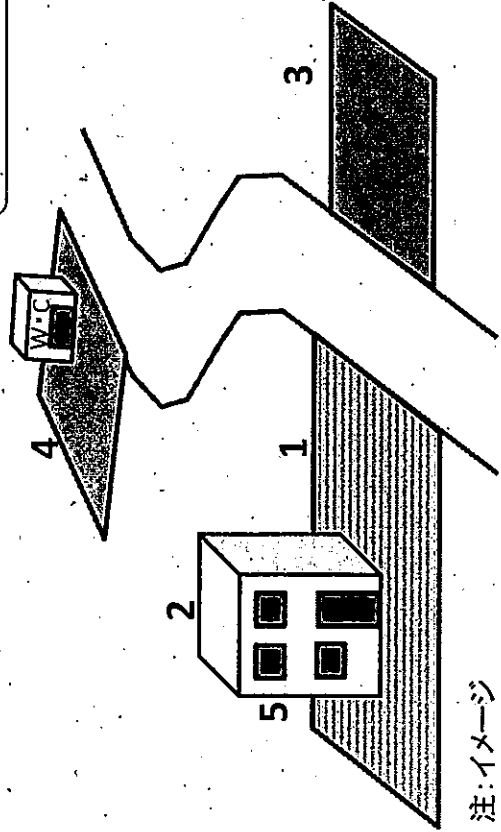


点線内は必ず一つ必要とする。上記で認可要件を満
たせない場合(面積等)は代替遊戯場を必要とする。

(今後)これまでに加え、保育施設整備優先度A
またはBの地区に新たな要件を追加する。



点線内は必ず一つ必要とする。1から3で認可要
件を満たせない場合及び5は代替遊戯場を必要と
する



注: イメージ